

編集・発行＝松戸市水道部

〒270-0027 松戸市二ツ木42番地の2  
総務課 TEL 047(341)0430  
工務課 TEL 047(341)0911  
FAX 047(349)0881  
公道漏水等の連絡は工務課まで

# 水道まつど

給水戸数……35,148戸  
給水人口……78,938人  
1日最大給水量……29,456㎥  
1日平均給水量……23,896㎥  
1日1人平均使用量……303ℓ  
(平成13年度統計)

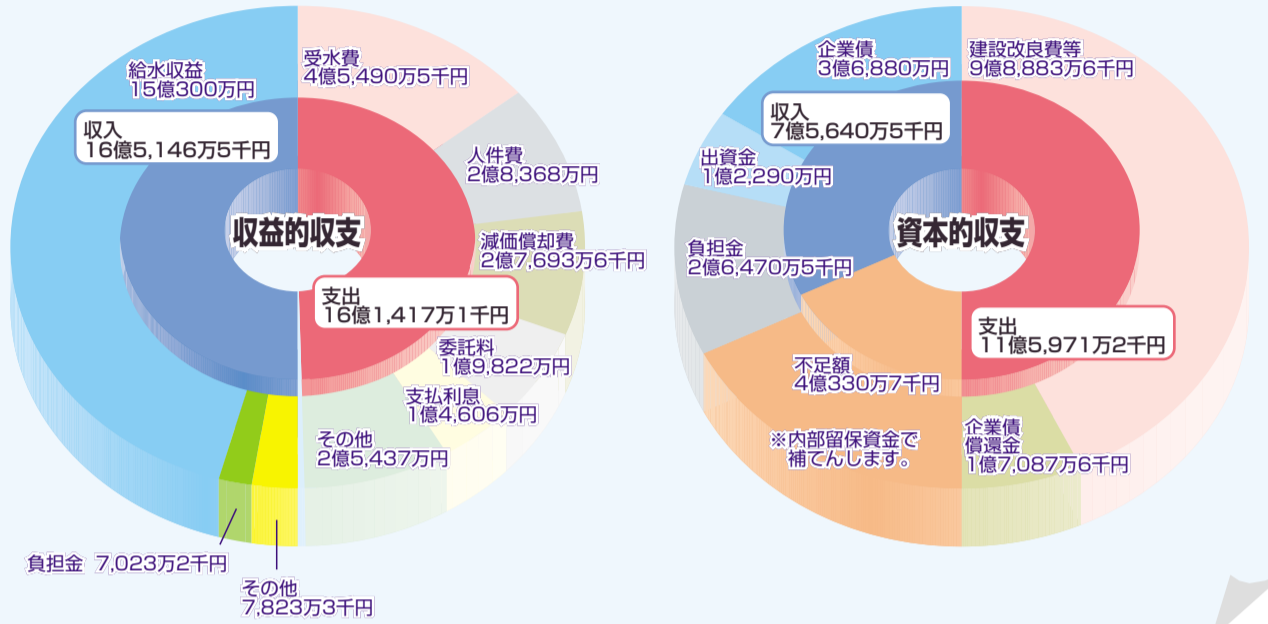
## 14年度予算のあらまし

平成14年度「松戸市水道事業会計」予算についてお知らせします。

■水道事業会計は右のグラフのように「収益的収支」と「資本的収支」からなっています。

**収益的収支**→水道料金を主な収入とし、皆さんの家庭に安全で安定した給水をするための経費です。

**資本的収支**→水道施設の建設や、老朽化した水道管を取り替えるための経費です。



### 水道事業運営審議会

本年5月31日をもって水道事業運営審議会委員の任期(二年)が満了となり、新たに左記の方々を委員に委嘱しました。この審議会は、市営水道の健全経営の維持と開かれた事業運営の推進を目指し、住民代表ならびに学識経験者の方々から幅広く意見をお聴きする市長の諮問機関です。今後の審議会の開催は**広報まつど**等でお知らせします。

- 大嶋 弘子 (学識経験者)
- 竹内 能一 (小金地区受益者代表)
- 土屋 晴行 (学識経験者)
- 土岐 寛 (学識経験者)
- 中莖 佑幸 (常盤平地区受益者代表)
- 中澤 卓實 (常盤平地区受益者代表)
- 松下 政明 (新松戸横須賀地区受益者代表)

(五十音順 敬称略)

### ご存知ですか? 『修理の範囲』

水道部では漏水などの修理範囲を下の図のように定めています。宅地内でも水道部の費用負担で修理を行う部分もあります。

皆さんのご負担となる部分を修理するときは、市の指定給水装置工事業者に依頼ください。

**直結給水方式**  
水道部の水質管理範囲: 道路境界から水道メーターまで  
お客様の修理範囲: 水道メーターから逆止弁まで

**受水槽方式**  
水道部の水質管理範囲: 道路境界から水道メーターまで  
お客様の修理範囲: 水道メーターからポンプまで

水道部の修理範囲は、配水管からメーターまで  
建物内にメーターが設置されている場合は屋外まで  
受水槽が設置されている場合は親メーターまで

## 水道料金の徴収業務は「第一環境(株)」に委託しています。

- 営業所所在地**
- 営業時間**
- 取扱い業務**

〒270-2261 松戸市常盤平3丁目26番地の2(常盤平浄水場内)  
☎ 047 (383) 2100

平日 午前8時30分から午後5時まで  
土曜日 午前9時から正午まで  
\*日曜、祝日はお休みです

- 検針業務に関すること
- 水道料金の徴収業務に関すること
- 口座振替に関すること
- 料金等に関する各種届出および問い合わせ等の受付に関すること
- 宅地内での漏水等に関すること



### ●検針員からのお願い

水道メーターの上に植木鉢等、物を置かないようご協力お願いします。

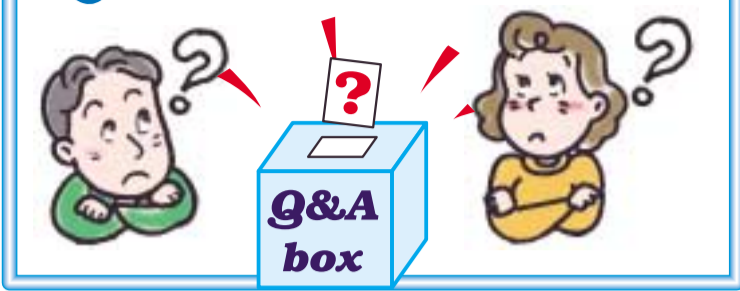
検針日は、次のとおりです。

- 【小金地区】  
奇数月のおおむね20日以降です。
- 【常盤平地区】  
偶数月のおおむね20日以降です。

コンビニエンスストアで水道料金のお支払いができます。〈納入通知書の裏面をご参照ください〉

水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

# 水の質問箱 ④



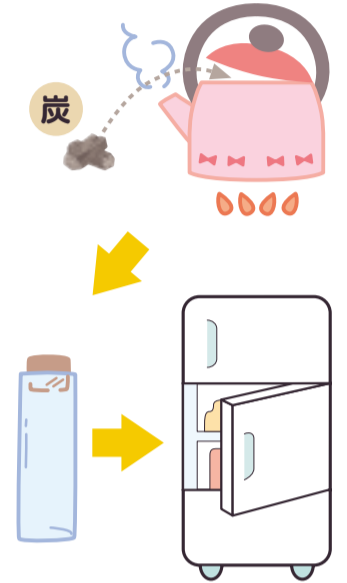
最近、水道水の品質や安全性についての問い合わせがあります。今回は、ボトルウォーターと水道水についてお答えします。水道部では水に関するご質問をお受けしています。

**Q** 水道水は市販のボトルウォーターより「おいしくない」と感じるのはなぜでしょうか？

**A** それは水道水が細菌等に犯されないよう、塩素滅菌をすることが義務づけられていて、塩素処理による、味・臭い等が残ってしまうからです。

**Q** どうしたら水道水を「おいしく」飲めますか？

- A** 「おいしく」飲む方法としては、
- ① 水道水をボトルに入れて、冷蔵庫で冷やす。
  - ② 水道水を沸騰させた後、冷蔵庫で冷やす。
  - ③ 備長炭等を入れて沸騰させた後、冷蔵庫で冷やすなどがあります。



**Q** ボトルウォーターは水道水より安全ですか？

**A** ボトルウォーターは食品衛生法、水道水は水道法でそれぞれ管理されています。管理の基準が異なり、一概には比較できませんが、水道水の方がより多くの水質基準をクリアしています。平成13年度市営水道の水質検査結果をご紹介します。

検査項目は、全46項目で、数値は表の「水質基準」にある数値をすべてクリアしていて、良好な水質です。

皆さんに給水している水の55%が地中200m付近の深層部からくみ上げている地下水であり、市営水道の水は、多くの方からおいしい水とされています。

市営水道はこれからも安全で良質な水をお届けします。

検査項目	水質基準	新松戸1-327 給水栓水	常盤平1-23 給水栓水
		平均値	平均値
亜鉛	1mg/ℓ以下	0.10mg/ℓ未満	0.10mg/ℓ未満
鉄	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ未満	0.03mg/ℓ未満
銅	1mg/ℓ以下	0.10mg/ℓ未満	0.10mg/ℓ未満
ナトリウム	200mg/ℓ以下	34mg/ℓ	16mg/ℓ
マンガン	0.05mg/ℓ以下	0.0010mg/ℓ未満	0.0010mg/ℓ未満
塩素イオン	200mg/ℓ以下	17.6mg/ℓ	13.6mg/ℓ
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	72.8mg/ℓ	79.2mg/ℓ
蒸発残留物	500mg/ℓ以下	201mg/ℓ	167mg/ℓ
陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ未満	0.02mg/ℓ未満
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満
フェノール類	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満	0.005mg/ℓ未満
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10mg/ℓ以下	2.6mg/ℓ	0.9mg/ℓ
pH値	5.8~8.6	7.7	7.7
味	異常でない	異常なし	異常なし
臭気	異常でない	異常なし	異常なし
色度	5度以下	2度	1度
濁度	2度以下	0.1度	0.0度

検査項目	水質基準	新松戸1-327 給水栓水	常盤平1-23 給水栓水
		平均値	平均値
一般細菌	1ml中集落100以下	1	0
大腸菌群	検出されないこと	不検出	不検出
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	0.0010mg/ℓ未満	0.0010mg/ℓ未満
水銀	0.0005mg/ℓ以下	0.00005mg/ℓ未満	0.00005mg/ℓ未満
セレン	0.01mg/ℓ以下	0.0010mg/ℓ未満	0.0010mg/ℓ未満
鉛	0.05mg/ℓ以下	0.0010mg/ℓ未満	0.0010mg/ℓ未満
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	0.0016mg/ℓ	0.0010mg/ℓ未満
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	0.0050mg/ℓ未満	0.0050mg/ℓ未満
シアン	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満
硝酸性および亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	0.218mg/ℓ	0.139mg/ℓ
フッ素	0.8mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ	0.08mg/ℓ未満
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.0002mg/ℓ未満	0.0002mg/ℓ未満
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	0.0004mg/ℓ未満	0.0004mg/ℓ未満
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	0.0020mg/ℓ未満	0.0020mg/ℓ未満
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.0020mg/ℓ未満	0.0020mg/ℓ未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.0040mg/ℓ未満	0.0040mg/ℓ未満
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ未満	0.0006mg/ℓ未満
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.0010mg/ℓ未満	0.0010mg/ℓ未満
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	0.009mg/ℓ	0.004mg/ℓ
ジプロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ	0.008mg/ℓ
プロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	0.007mg/ℓ	0.005mg/ℓ
プロモホルム	0.09mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	0.003mg/ℓ
総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.022mg/ℓ	0.020mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	0.0002mg/ℓ未満	0.0002mg/ℓ未満
シマジン	0.003mg/ℓ以下	0.0003mg/ℓ未満	0.0003mg/ℓ未満
チウラム	0.006mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ未満	0.0006mg/ℓ未満
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	0.0020mg/ℓ未満	0.0020mg/ℓ未満

**水道メーター 交換のお知らせ**

皆さんの使用水量を計測するため備えつけられている水道メーターは、使用期間(八年)が法律で定められ、交換することが義務づけられています。毎年、7月頃から翌年の2月頃にかけて使用期限を迎えるメーターの交換を水道部で行っています。交換対象となるご家庭には事前にハガキで通知を行い、作業をさせていただきます。

ご不明の点は、工務課までお問い合わせください。

**工務課** 341-0911

**び注意ください！**

**悪質な訪問販売・詐欺行為に！**

高額な浄水器の販売および貸し出し、または「漏水している」と言いつて修理をしたように見せかけ、金銭を要求するという悪質な行為が、発生しています。水道部では、浄水器の販売等は一切行っていません。また、漏水の修理についても、一方的に連絡もせずお伺いすることはありません。

少しでも不審に感じたときは、身分証明書の提示を求めするなど、身分の確認をしていただくとともに、総務課まで連絡してください。

**総務課** 341-0430